免税軽油使用者 各位

沖縄県

免税軽油使用にあたって守るべき事項について

免税証及び免税軽油使用者証の取扱いにあたっては細心の注意をはらい、下記事項を遵守のうえ、地方税法に 違反することなく正しく軽油を使用して下さい。

違反した場合は、軽油引取税を課し、免税軽油使用者証と免税証の返納を命じ、罰則等を適用することがあります。

記

- 1 免税軽油は、免税証に記載された販売業者から有効期間内に引き取りし、引き取る数量に相当する免税証を渡すこと。(先取の禁止)
- 2 免税軽油は、免税軽油使用者証に記された者、登録された免税機械、認められた用途と場所以外では使用してはならない。
- 3 免税証の有効期間が過ぎた場合または免税軽油の引き取りを必要としなくなったときは、免税証および免税軽油使用者証を直ちに返納すること。
- 4 免税軽油使用者証に記載された事項の異動がある場合は、書換えの手続きが必要であり、手続きを行わないで免税軽油を使用してはならない。
- 5 免税軽油使用者証及び免税証は厳重に自ら保管し、他の者に預けてはならない。また、紛失した場合は、亡 失届出書に状況てん末書・関係公署発行のその事実を証する証明書を添付し、直ちに報告すること。
- 6 欠格要件(地方税法施行令第43条の15第15項項第1号から第4号まで)のいずれかに該当するに至った場合 は、免税軽油使用者証及び免税証は交付されない。
- 7 免税軽油は、原則として免税軽油使用機械の燃料タンクに直接引き取ること。(例えば、ドラム缶等に引き取りしてはならない。)また、免税軽油の使用量を的確に把握するため免税軽油と課税軽油との区分は明確にすること。
- 8 免税軽油使用者は、免税証及び免税軽油を保有している限り、前月の免税軽油引取・消費実績を各事務所が 指定した日までに報告しなければならない。報告を怠ったり、虚偽の報告があった場合は免税証が交付されず、 さらに免税証の返納を命ずることがある。
- 9 県税事務所は、軽油引取税に関する調査のため、帳簿書類その他の物件を検査することができる。免税軽油 使用者は質問検査受忍義務があり、免税証の受払伝票や免税軽油の使用状況記録等を保管しておかなけれ ばならない。
- 10 免税軽油を他の者に譲渡しようとするとき(機械内に免税軽油が残ったまま当該機械を譲渡するなど)は、予め譲渡申請をし、承認を受けなければならない。
- 11 引き続き免税証の交付を受けようとする場合には、各事務所の指定する期日までに交付申請を行うこと。免税軽油使用者証については、期限前に更新の手続をとること。ただし、有効期間は最長で令和9年3月31日まで。
- 12 地方税に関する法令の規定に違反したときや税の滞納をしたときなど、軽油引取税の取締り又は保全上、県が必要があると認めたときは、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられることがある。
- 13 その他免税証・免税軽油に係る諸罰則がある。

※裏面に続く

罰則規定

軽油引取税に関する罰則(免税軽油関係)は、次のとおりです。

違 反 事 項	罰則
偽りその他不正な行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行ったとき (地方税法第144条の22)	10年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金(又は併科)
免税証を他人に譲り渡し、または他人から譲り受けたとき (地方税法第144条の25)	1年以下の懲役又は、50万円以下の罰金
免税証を譲り受けて、免税軽油の引取を行った とき (地方税法第144条の25)	10年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金(又は併科)
知事の承認を得ないで免税軽油を譲り渡し、または当該軽油を譲り受けたとき (地方税法第144条の26)	2年以下の懲役又は、100万円以下の罰金
関係帳簿類その他の物件の検査を拒否、妨害、 忌避また虚偽の記載を提示したとき (地方税法第144条の12)	1年以下の懲役又は、50万円以下の罰金
免税使用実績報告書を提出せず、又は虚偽の 記載をした報告書を提出したとき (地方税法第144条の28)	1年以下の懲役又は、50万円以下の罰金

上記の免税軽油使用にあたって守るべき事項について説明を受けました。

今後、地方税法の規定に違反し、不正行為を行った場合は、軽油引取税を課され、 免税軽油使用者証と免税証の返納を命ぜられ、罰せられても異議がないことを誓い ます。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(法人の場合)担当者名